



東京税理士会日本橋支部会報

第125号

平成22年 8月5日

東京税理士会日本橋支部

〒103-0013中央区日本橋人形町3-11-10

ホックコ人形町ビル

☎ 3662-3979

メールアドレス t-zei2hon@mvd.biglobe.ne.jp

ホームページURL <http://www.nihonbashi-tax.jp/>

発行人 支部長 中 島 美 和

編集人 広報部長 高 橋 美 津 子

印刷 (株) 税 経



ねぶた祭・青森県青森市（広報部）

税界放談

文化審議会が6月7日に答申した常用漢字は、一九六字追加され二、一三六字となった。

答申によれば、改定常用漢字表は、現行（一九八一年制定）の常用漢字表と同じく「法令・公用文書・新聞・雑誌・報道」など、一般の社会生活で用いる場合の効率的で共通性の高い漢字を収めた漢字使用の目安となることを目指したとある。

ところで、我々税理士は、職業柄、税法を読む機会が多い。

今回の改定常用漢字表を見ていて、現行税法で使用されている漢字で、旧法では「ひらがな」であったものが散見された。

たとえば、「棚卸」⇨「たな卸」や「取崩し」⇨「取りくずし」などである。

法令は、改正されなければ旧文字のままである。その顕著なものに商法があり、改正されない条文は、依然として「カタカナ」のままである。

最近、通信手段の普及により手紙を書くことが少なくなり、機械に漢字変換を頼るあまり、漢字を忘れたり、とんでもない漢字に変換されているのを見過ごしたりすることがある。

今回の答申を機会に二、一三六字を一見してはどうだろう。

（Y生）

日本橋支部定期総会が平成 22 年 6 月 21 日（月）午後 2 時 45 分からロイヤルパークホテル有明の間で開催された。

開会に先立ち佐々木総務部長から平成 21 年度中に逝去された会員 2 名の方々に哀悼の意を表したい旨の発言があり、物故者に対して黙祷をささげた。

東京税理士会 日本橋支部

平成21年度 定期総会



定期総会は佐々木総務部長の司会で始まり、総会の成立要件は支部規則第 22 条第 1 項により「支部総会は招集通知発送日現在の税理士会員数の 2 分の 1 以上の出席がなければ開くことができない。」との説明があり、招集日現在の議決権数は 860 名であり本日の出席会員数は 514 名（委任状出席を含む）で本総会は開催要件を満たしているとの報告があった。

議事に先立ち、藤山副支部長が開会の辞を述べた。次いで中島支部長が挨拶を述べた後、会務報告を行った。

中島支部長は支部長就任満 3 年経ったが、副支部長・幹事、会員の皆様に支えられ無事職務を全うできた。

毎月の新入会員の登録調査では、次の 3 つの方針を打ち出して説明を行っている。支部運営については新入会員を含め全会員に協力をお願いしたい。

1. 研修会の充実

東京税理士会研修細則の年間 36 時間以上受講について、他支部より充実した研修を行っているの、多くの会員の方に出席してほしい。

2. 広報活動の充実

この 3 年間は会報を年 4 回発行している。8 月号を発行することにより署長挨拶など、よりタイムリーな内容となった。会員の方には広報部から原稿依頼があったら宜しくをお願いしたい。

3. 福利厚生会の充実

東京税理士会 48 支部の中で、会員の厚生活動を

平成22年6月21日
於：ロイヤルパークホテル

開催される

事業目的に謳っているのは日本橋支部だけである。野球部をはじめ色々な部活動があるが、新たな部活動についてもバックアップするので申し出ていただきたい。

更に、支部ホームページ（HP）を2月18日にリニューアルした。HPのなかの「日本橋の歴史」

欄では、日本橋の郷土史を研究している人形町の有田芳男氏の協力を得て作成中である。税理士以外の方にも紹介をしてHPを充実なものにしていきたいと考えている。

また、当支部の会員でもある宮川東京税理士会副会長が入院療養中であつたが6月17日に退院されたことが伝えられた。

これに続き宮川副会長より、日本橋支部の皆様へご心配をおかけした旨、また多くの方々からのお見舞いにお礼の言葉があつた。東京会役員として長期





欠席したことを心よりお詫びするとともに、総会前の貴重な時間にこのような機会をいただいたことに謝辞があった。

支部規則第23条により議長に成田一正会員を選出し、同26条に基づき議長より議事録署名人には笠倉純二会員並びに中武昭夫会員が指名され議事に入った。

第1号議案 平成21年度事業報告承認の件

各部長、各委員長より報告がなされた。

第2号議案 平成21年度決算報告承認の件

中沢経理部長より詳細な報告がされ、その後石川監事より監査報告がなされた。

相互に関連があるため第1号議案、第2号議案は一括上程され一括審議の結果賛成多数で承認された。

第3号議案 日本橋支部互助規則の一部改正の件

青木組織部長より改正の趣旨は財政の適正化を図るため、『支部互助規則第5条を「支部は本規則給付金の給付の基金として、前年12月31日に在籍する税理士会員数に、2万円を乗じた金額に達するまでの金額を積立てることとする」に改正した

い。また、現在、積立ててある基金については、給付以外の取り崩しは行わないものとする。』と規則の改正の提案がなされ、賛成多数で承認された。

第4号議案 平成22年度事業計画承認の件

第5号議案 平成22年度予算案承認の件

第4号議案、第5号議案も相互に関連があるため一括上程となった。各部長、各委員長より詳細な説明があり一括審議の結果賛成多数で承認された。

各議案とも原案どおり承認され、議事は終了した。

報告事項

表彰規定第2条第1項第3号該当者（税理士業務に25年以上従事し65歳以上）8名のうち、総会出席者2名の方に山川東京税理士会会長より、表



表彰規定第2条第1項第3号該当者8名のうち、下村信義会員(右から2人目)、服部聡明会員(左)

彰状と記念品が贈呈された。

引き続き中島支部長より、表彰規定第2条第1項第4号該当者（役員歴10年以上、満60歳以上）、表彰規定第2条第1項第5号該当者（税理士業務に30年以上従事し65歳以上）の披露、叙勲受章者披露、支部互助規則に基づく長寿祝金受贈者の披露がなされた。

その後、来賓である東京税理士会会長 山川巽氏、日本橋税務署長 姉崎正榮氏、中央都税事務所長 桑原正志氏から祝辞をいただいた。

最後に岡田副支部長の閉会の辞で、平成21年度の支部総会は成功裡に終了した。

なお、各議案の詳細はすでに送付してある議案書を参照してください。



支部長を囲んで事務所職員表彰受賞の方々

ご心配をおかけしました

東京税理士会副会長 宮川 雅 夫



東京税理士会副会長の宮川雅夫でございます。6月21日の支部総会におきまして、貴重なお時間を拝借してご挨拶させていただきました。総会にご出席されなかった日本橋支部会員の皆様に、会報紙面をお借りして、ご挨拶申し上げます。

昨年11月21日に、脳出血のため、聖路加国際病院に救急車で搬送され入院し、即日、開頭手術を受けて以来、本年1月20日に船橋市立リハビリテーション病院、3月1日に初台リハビリテーション病院に転院し、6月17日に退院するまで約7ヶ月にわたる入院加療とリハビリテーションを続けてまいりました。このうち、初台リハビリテーション病院は、巨人軍の長嶋名誉監督がリハビリを受けたことで有名になった病院です。

私の病名は「脳出血」（左小脳内の出血）ということでしたが、運良く手術は成功し、現在は通院によるリハビリを受けております。

今後は、自宅療養とリハビリを継続して、発病後丸一年となる11月には職場復帰をしたいと考えております。日本橋支部の皆様には、ご心配をおかけした上に、お見舞いや励ましのお言葉をいただきありがとうございました。衷心より御礼

申し上げます。

皆様には、昨年の東京税理士会役員選挙に際して一方ならぬお世話になりながら、7ヶ月にわたる病氣療養のため、役員として長期欠席を余儀なくされ、多大なご心配をおかけしたことについてお詫び申し上げます。事情につきましては、中島支部長を通じて、山川東京会会長、池田日税連会長には十分ご説明をいたし、ご理解をいただいております。私といたしましては、昨年の選挙の際に皆様にお約束した「会員の声を日税連に届ける」という仕事が中途半端となっていることもあり、引き続き役員任期を全うしたいと考えております。

今般の入院により、日本人の死亡原因第3位を占める「脳疾患」の患者と家族の気持ちを身をもって知る機会に触れ、今後の税理士業務や会務に際して、有用な経験をすることができたと思っております。今後は、この貴重な体験を生かし、今まで以上に健康に留意して職務に励む所存でございます。

今後ともよろしく願いいたします。



4年目の会務に向けて

支部長 中島 美和

6月21日の支部総会をもちまして、支部長就任3年目を終え、4年目に突入いたしました。

総会に於きましては、第1号議案から第5号議案まで、全議案を何のご異議もなく順調に承認可決していただきました。これも4名の副支部長をはじめとする40名の幹事、2名の監事、各特別委員会の委員の皆様、そして何より900名になんなんとする会員の皆様のご理解とご協力の賜と感謝申し上げます。

総会の会務報告を兼ねた支部長挨拶でも申し上げましたが、支部では次の3点を重点課題として運営しております。

まず1点目は「研修」です。東京税理士会は、その研修細則第8条第1項で「税理士会員は・・・一事業年度に36時間以上の研修を受講するよう務めなければならない」と規定しています。昨年度、本支部会員のうち36時間以上研修を受けた方は18.68%（昨年度18.23%）だったそうです。また、東京会会員全体で、全く研修を受けなかった会員が約4割という数字も出ています。数字にはこだわりませんが、税理士法改正議論の中では、研修の義務化が検討されています。税理士に与えられた社会的使命の実現のためにも、自己研鑽の一助として研修会の充実を図ってまいりますので、よろしくお願いいたします。

第2点目は「厚生活動」です。日本橋支部規則第2条（目的）には「・・・本支部に属する会員に対する指導、連絡及び監督を行うとともに親睦及び福利増進を図ることを目的とする。」と規定しています。現在厚生部では、ゴルフ、野球、囲碁、歌舞音曲（通称カラオケ）、テニス、ボーリングの同好会が活動しており、会員相互の親睦と心身のリフレッシュに貢献しています。まだ参加されていない会員の皆さん、是非参加してみてください。なお、ジョギングや卓球など新しい同好会を立ち上げていただ

いても結構ですので、よろしくお願いいたします。

3点目は「広報」です。現在、支部会報「にほんばし」を年4回発行しています。研究論文、私のあしあと、随筆、新年号には年男・年女特集と他支部の会報に比べてもボリュームたっぷり中身の濃いものになっています。しかしながら、これも会員の方々の原稿によって支えられています。私も毎号楽しみに読んでいますが、執筆いただいた会員の人がうかがえる記事が多いようです。これからも、広報部から執筆依頼がありましたら、喜んで書いていただきますようお願いいたします。

さて、平成18年7月から始めました「税理士雑談室」。毎月1回、曜日不特定で夕方5時半から開催しています。開催案内は月次送付物でお知らせしておりますが、毎回10～20名の会員が、実務上の不明点、こんなときはどうしたら良いの？何でも話し合える、中身の濃いトークをしています。まだ参加されていない方、是非一度顔を出してみてください。聞いているだけでも結構です。

今年は、公務員の定年退職の扱いの変更のためか、姉崎日本橋税務署長が留任されました。日本橋署におかれましては、随分久しぶりのこととお聞きしております。

電子政府を目指す政策から、e-Tax、eLTAXの普及、利用促進が叫ばれておりますが、日本橋支部会員の利用状況は今一歩という状況のようです。支部では、日本橋税務署、中央都税事務所と協調して、情報システム委員会、電子申告推進委員を中心に利用促進を進めてまいりたいと考えておりますので、会員の皆様のご理解、ご協力をお願いいたします。まだ、日税連発行の電子認証カードを取得されていない方は、まずその取得を。未利用の方は簡単な手続、申告から始めてみてください。

これから1年、よろしくお願いいたします。



新事務年度のごあいさつ

日本橋税務署長 あね ぎき まさ よし
姉崎 正 栄

東京税理士会日本橋支部の皆様には、益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。

この度の人事異動で留任いたしました。古今の魅力溢れる日本橋の地において、引き続き税務行政に携わることが出来ますことは誠に光栄でございます。前事務年度同様よろしくお願い申し上げます。

中島支部長をはじめ東京税理士会日本橋支部の皆様には、常日頃から税務行政に対しまして、深いご理解と多大なるご協力を賜り、紙面をお借りしまして厚く御礼申し上げます。

東京税理士会日本橋支部におかれましては、「税を考える週間」や確定申告期における無料申告相談のほか、パソコンによる確定申告センターや確定申告電話相談センターへの会員派遣、更には、租税教室への講師派遣など、多岐にわたる積極的なご支援、ご協力を賜り、重ねて御礼申し上げます。今後とも更なるご支援・ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

さて、最近の税務行政を取り巻く環境は、少子・高齢化の進展や経済のグローバル化・IT化により大きく変化しており、調査、徴収事務は、一層複雑・困難なものになってきております。

一方で、国税庁の定員増加は厳しい状況にあり、このような環境の中で、「適正かつ公平な課税及び徴収の実現」と「納税環境の整備」という国民の負託に応え、国民の皆様から信頼される税務行政を引き続き行っていくことが重要であると考えております。

また、納税者利便の向上と事務の効率化を推進するため、引き続きe-Taxの利用促進に取り組むとともに、昨年7月から全署において内部事務の一元化を実施したところであります。

特に、e-Taxの利用促進につきましては、平成25年度までに利用率65%（法人税、消費税などの先行手続は、平成23年度までに70%）という目標達成に向けて、最重要課題のひとつとして全力で取り組んでいるところでありますが、この目標を達成するためには、税理士の皆様方のお力添えが不可欠でございます。

日本橋支部におかれましては、電子申告推進委員

の設置や研修会の開催のほか、中島支部長と日本橋法人会の西川会長が連名による書面で、支部会員及び法人会会員あてに代理送信の利用依頼をしていただくなど、e-Taxの利用拡大に向けて多大なご支援、ご協力をいただきました。こうした皆様のご尽力のお陰で、平成21年度の全国の重点手続の利用率は45%を確保することができました。

しかしながら、東京局の利用率は、全国値を大きく下回っている状況にあり、法人税等の先行手続の更なる取組が必要であります。日本橋支部の皆様には、引き続き法人税等のe-Tax利用について関与先への指導とともに、代理送信を活用した法人税等の申告やダイレクト納付を活用した源泉所得税、消費税の納税など、e-Tax利用促進につきまして、より一層のご理解とお力添えを賜りますようお願い申し上げます。

税務署におきましても、引き続き、皆様へのサポート体制の充実を図り、署幹部が皆様方及び法人に個別にお邪魔して、e-Tax利用のお願いをさせていただくとともに、利用者のニーズや皆様方のご意見を伺いつつ、更なる利用促進に努めてまいり所存であります。日本橋支部におかれましては、今後とも研修会を開催するなど一人でも多くの会員が代理送信を活用した利用促進に取り組んでいただけますよう、よろしくお願い申し上げます。

また、書面添付制度につきましては、昨年7月からいわゆる「調査省略通知」の制度を実施しておりますが、引き続き、記載内容の充実及び書面添付割合の向上に向けた更なる取組をお願い申し上げます。

税務行政の円滑かつ適正な運営を推進していくためには、税理士の皆様のご理解とご協力が不可欠でございます。東京税理士会日本橋支部の皆様には、今後ともより一層のお力添えを賜りますようお願い申し上げます。

結びにあたりまして、東京税理士会日本橋支部の益々のご発展と会員の皆様のご健勝、ご発展を祈念いたしまして、新事務年度に当たってのあいさつとさせていただきます。



ホステス報酬の源泉税をめぐる 最高裁判決の紹介

吉村 博一



はじめに

平成 22 年 3 月 2 日に最高裁判所第三法廷で、ホステス報酬の源泉徴収について重要な判決がでました。ホステスの源泉徴収の計算方法は通常の方法と異なり、報酬総額から「政令で定める金額」を控除した残額の 10% が源泉徴収税額になっています。「政令で定める金額」は、1 人に対して 1 回に支払われる金額に対して、5000 円に「支払い対象期間の日数」を乗じて計算することになっています。訴訟で問題になったのが「支払い対象期間の日数」の内容でした。

最高裁小法廷は、「施行令にいう『計算期間の日数』とは、ホステスの実際の稼働日数ではなく、その計算期間に含まれるすべての日数を指す」と判決し、解釈の最終判断をし、納税者に逆転勝訴をもたらしました。この最高裁の判決をご紹介します。

なお、この日数は、「稼働日数」か「その期間のすべての日数」のどちらかであるかにつき、税務署は「稼働日数」、納税者は「その期間のすべての日数」を主張して裁判となっているものが 4 件あります。

1. 納税者勝訴となった地裁判決

(1) 川崎南税務署長を被告とする裁判

平成 18 年 5 月 10 日 横浜地裁判決

平成 19 年 3 月 27 日 東京高裁

(2) 立川税務署長を被告とする裁判

平成 18 年 11 月 21 日 東京地裁判決

平成 19 年 6 月 12 日 東京高裁判決

上記、2 つの裁判事案では、敗訴の国側は最高裁への上告を断念し、納税者勝訴のまま高裁の判決で決着させています。

2. 国側勝訴となった地裁判決

(1) 大宮税務署長を被告とする裁判

平成 18 年 5 月 24 日 さいたま地裁判決

(2) 杉並・武蔵野税務署長を被告とする裁判

平成 18 年 3 月 23 日 東京地裁判決

平成 18 年 12 月 13 日 東京高裁判決

大宮税務署の事案は地裁で敗訴したまま納税者は判決を受入して控訴しませんでした。

杉並・武蔵野税務署の事案は、同じような時期に納税者勝訴の東京地裁・東京高裁がだしたまったく異なる結果の判決で、最高裁に持ち込まれました。

事案の概要

パブクラブを経営する者がホステスに報酬を支払う場合の源泉徴収については、
 $(\text{支払金額} - \text{「政令で定める金額」}) \times 10\% = \text{納付すべき源泉所得税の額}$
 となっています。(所得税法 204 条 1 項、205 条 2 号)

所得税法施行令 322 条において「政令で定める金額」を、「同一人に対し 1 回に支払われる金額」につき、「5,000 円 $\times$ 当該支払金額の計算期間の日数」とする旨規定しています。

この「日数」が、「実際の出勤日数」なのか、それとも出勤しない日を含む「報酬の集計期間の日数」なのかが争われました。

事件となったパブクラブの報酬は次のように半月に 1 回の支給でした。

$(\text{時給} \times \text{勤務時間}) + \text{手当} = A$

$A - \text{罰金} - (5,000 \text{ 円} \times \text{集計期間の日数}) = \text{支払報酬額}$

$\text{支払報酬額} \times 10\% = \text{源泉徴収税額}$

税務署側は、「当該支払期間の日数」は「実際の出勤日数」であると主張しました。これに対し、納税者側は、「集計期間の日数」が正しいと主張しました。

【計算事例】

仮に月給制だとして、1 ヶ月 (30 日) 間に、20 日勤務し、給与が 60 万円の場合

(税務署の主張)

$20 \text{ 日} \times 5,000 \text{ 円} = 10 \text{ 万円}$ だけ控除すべき

源泉徴収税額は、 $(60 \text{ 万円} - 10 \text{ 万円}) \times 10\% = 5 \text{ 万円}$
 (納税者の主張)

30日×5,000円＝15万円を控除すべき
源泉徴収税額は、(60万円－15万円)×10%＝4万5千円

上記のように、1人で毎月額5千円の違いがでます。

税務署の取扱い

ホステスの報酬を源泉徴収を行う際の「当該支払期間の日数」については、税務署での税務調査や納税者に対する指導は、解説書や質疑応答集により「実際の勤務日数」によっていることが伺われます。

1. 「図解源泉所得税 大蔵財務協会」の解説

「図解源泉所得税 大蔵財務協会」平成20年度版では、次のように書かれています。

「計算期間又はその月の日数は、バー等の休業日を除いた営業月数をいいますから、ホステス等が自己都合で休んだ日も含まれます。

しかし、ホステス等に売掛金回収責任がある場合には、バー等の休業日等においても回収業務を行うと考えられますのでバー等の休業日を含む計算期間又はその月の全日数により、また、ホステス等が勤務する日や曜日があらかじめ定められている場合又は支払金額の計算において欠勤日を考慮することとしている場合には、当該定められた日数又は出勤日数により控除金額を計算します。」と書いてあります。これによると、「当該支払金額の計算期間における全日数」は「営業日数」と解釈しています。

2. 「源泉所得税質疑応答集 大蔵財務協会」の質疑応答

源泉所得税質疑応答集 17年度版 大蔵財務協会では以下のように解説されています。

419 勤務時間があらかじめ定められている場合の控除金額

【質問】 当社のホステスのうち、曜日を指定して出勤をしている者がいます。

報酬は日給計算ですが月1回にまとめて支払うこととしています。この場合の控除金額の計算は、開店日数・出勤日数のいずれにより行うべきでしょうか。

【回答】

出勤日数により控除金額の計算を行います。

【解説】

控除金額の計算はその対象となる期間の日数に

より行いますが、勤務する日又は曜日があらかじめ定められ、勤務する日ごとに報酬が計算されている場合には、一定期間にまとめて支払うこととしていてもその定められた勤務日数により控除金額の計算をします。

税務署の主張

1. 322条の趣旨は、「可能な限り実際の必要経費に近い近似する額を控除する」と主張

「ホステス等の個人事業者の場合、その所得の金額は、その年中の事業所得に係る総収入金額から必要経費を控除した金額（法27条2項）であるから、源泉徴収においても、「同一人に対し1回に支払われる金額」から可能な限り実際の必要経費に近似する額を控除することが、ホステス報酬に係る源泉徴収制度における基礎控除方式の趣旨に合致する。

本件のように、報酬の算定要素となるのが実際の出勤日における勤務時間である場合には、当該出勤日についてのみ稼働に伴う必要経費が発生するととらえることが自然であって、これによるのが、非出勤日もも含めた本件各集計期間の全日について必要経費が発生すると仮定した場合よりも、実際の必要経費の額に近似することになる。

施行令322条の「当該支払金額の計算期間の日数」とは、「同一人に対し1回に支払われる金額」の計算要素となった期間の日数を指すものというべきである。

そして、本件における契約関係を前提とした場合、各ホステスに係る施行令322条の「当該支払金額の計算期間の日数」とは、本件各集計期間の日数ではなく、実際の出勤日数であるということが出来る。」と主張しました。

納税者の主張

1. 文理解釈によるべきと主張

「一般に、「期間」とは、ある時点から他の時点までの時間的隔たりといった、時的連続性を持った概念であると解されているから、施行令322条にいう「当該支払金額の計算期間」も、当該支払金額の計算の基礎となった期間の初日から末日までという時的連続性を持った概念であると解する。」と主張しました。

合わせて、なぜ、条文の文言どおりに解釈する必要があるのかという点を、租税法の解釈は、みだり

に規定の文言を離れて解釈すべきではなく、文理解釈によることを強く求められている」と主張しました。

また、施行令 322 条の規定の文言の意味を、一般的な意味と異なる特別の意味に解する理由がないことも併せて主張しました。

2. 文理解釈どおりに解釈することが条文の趣旨に合うことを主張

施行令 322 条の趣旨は、「ホステス報酬に係る源泉徴収制度において基礎控除方式がとられた趣旨は、できる限り源泉所得税額に係る還付の手数を省くことにあったことが、立法担当者の説明等からうかがわれる」とし、文理解釈どおりに解釈することが条文の趣旨に合うことを主張しました。

最高裁判所判断

最高裁は「当該支払期間の計算期間」の解釈について次のように判断しています。

一般に、「期間」とは、ある時点から他の時点までの時間的隔たりといった、時的連続性を持った概念であると解されているから、施行令 322 条にいう「当該支払金額の計算期間」も、当該支払金額の計算の基礎となった期間の初日から末日までという時的連続性を持った概念であると解するのが自然であり、これと異なる解釈を採るべき根拠となる規定は見当たらない。

原審は、上記のとおり判示するが、租税法規はみだりに規定の文言を離れて解釈すべきものではなく、原審のような解釈を採ることは、上記のとおり、文言上困難であるのみならず、ホステス報酬に係る源泉徴収制度において基礎控除方式が採られた趣旨は、できる限り源泉所得税額に係る還付の手数を省くことにあったことが、立法担当者の説明等からうかがわれるところであり、この点からみても、原審のような解釈は採用し難い。

そうすると、ホステス報酬の額が一定の期間ごとに計算されて支払われている場合においては、施行令 322 条にいう「当該支払金額の計算期間の日数」は、ホステスの実際の稼働日数ではなく、当該期間に含まれるすべての日数を指すものと解するのが相当である。

前記事実関係によれば、上告人らは、本件各集計期間ごとに、各ホステスに対して 1 回に支払う報酬の額を計算してこれを支払っているというので

あるから、本件においては、上記の「当該支払金額の計算期間の日数」は、本件各集計期間の全日数となるものというべきである。(抜粋)

あとがき

今回の訴訟は、事実認定の争いではなく、もっぱら税法の解釈の争いでした。最高裁判決の意義は、「租税法規はみだりに規定の文言を離れて解釈すべきものではない」ということを明確にしたことだと考えます。税法解釈において納税者が適正に納税義務を履行するためには予測可能性が確保されなければなりません。このような意味から今回の最高裁の判決は意義のあるものと考えます。また、課税当局が指導してきたこれまでの源泉所得税の計算方法を否定した初めての判決です。

(参考条文)

所得税法

(源泉徴収義務)

第二百四条 居住者に対し国内において次に掲げる報酬若しくは料金、契約金又は賞金の支払をする者は、その支払の際、その報酬若しくは料金、契約金又は賞金について所得税を徴収し、その徴収の日の属する月の翌月十日までに、これを国に納付しなければならない。

六 キャバレー、ナイトクラブ、バーその他これらに類する施設でフロアにおいて客にダンスをさせ又は客に接待をして遊興若しくは飲食をさせるものにおいて客に侍してその接待をすることを業務とするホステスその他の者(以下この条において「ホステス等」という。)のその業務に関する報酬又は料金(抜粋)

(徴収税額)

第二百五条 前条第一項の規定により徴収すべき所得税の額は、次の各号の区分に応じ当該各号に掲げる金額とする。

二 前条第一項第二号に掲げる司法書士、土地家屋調査士若しくは海事代理士の業務に関する報酬若しくは料金、同項第三号に掲げる診療報酬、同項第四号に掲げる職業拳闘家、外交員、集金人若しくは電力量計の検針人の業務に関する報酬若しくは料金、同項第六号に掲げる報酬若しくは料金又は同項第八号に掲げる賞金 その金額(当該賞金が金銭以外のもので支払われる場合には、そ

の支払の時ににおける価額として政令で定めるところにより計算した金額)から政令で定める金額を控除した残額に百分の十の税率を乗じて計算した金額 (抜粋)

所得税法施行令

第三百二十二条 法第二百五条第二項(報酬又は料金等に係る徴収税額)に規定する政令で定める金額は、次の表の上欄に掲げる報酬又は料金の区分に応じ、同表の中欄に掲げる金額につき同表の下欄に掲げる金額とする。

法第二百四条第一項第六号に掲げる報酬又は料金	同一人に対し一回に支払われる金額	五千円に当該支払金額の計算期間の日数を乗じて計算した金額(当該報酬又は料金の支払者が当該報酬又は料金の支払を受ける者に対し法第二十八条第一項に規定する給与等の支払をする場合には、当該金額から当該期間に係る当該給与等の額を控除した金額)
------------------------	------------------	---



私のあしあと

服部 聡明

平成19年10月初旬に87歳になる母と新潟県妙高高原の赤倉温泉《香嶽楼》に宿泊した。

《親孝行したい時には親はなし》という諺がある。頭はまだボケていないが最近めっきり足が弱って来た母と何か思い出をつくっておこうと思い立ち、2人で実家から1時間以内の赤倉温泉に来了。

母は戦争中に農家に嫁ぎ、私たち5人の子供を育てあげた。昔の家父長制度時代、しかも戦時下、今時の主婦とはケタ違いの苦勞の連続であったと思う。

女将さんの話しだと、《母親と娘》はあっても《母親と息子》の宿泊は稀だという。「冥土の土産に」と言い連れて来ましたが「そんなことを言うもんじゃありません。でもいいですねえ」と笑っていた。

妙高山頂が目前に迫り、眼下に高田平野が広がり、遠くには日本海が臨める。部屋の窓から見た妙高高原の朝は晴れ渡り素晴らしい眺めだった。

赤倉は明治の文豪たちに愛された我が国の温泉



観光地の草分けであったという。女将さんは《赤倉温泉》と《香嶽楼》の歴史を熱心に語ってくれた。赤倉の開湯は江戸後期の文化13年(1818)。湯元である妙高山は山岳信仰の霊山として修験道に崇められており昔は女人禁制であった。高田藩が地獄谷から熱湯を引き温泉奉行が管理していたという。

《香嶽楼》には明治の文豪、田山花袋、尾崎紅葉、有島武郎、徳富蘆花、与謝野鉄幹、晶子が宿泊している。赤倉の景勝に魅せられた文豪は多い。

《香嶽楼》近くの足湯公園には《足湯》があり、程良い温度の湯が湧き出ており、足を浸すと癒される。また、明治美術界の先覚者である岡倉天心の別荘と六角堂も近い。

気配りが行き届いており、食事は日本海の海の幸、妙高高原の山の幸が盛りだくさんで堪能できた。母も満足し良い思い出ができたと思う。

6月21日税理士業務25年ということで表彰されたが「エツ、もうそんなに」というのが実感である。

(財)東京都中小企業振興公社経営専門相談員8年目であることが税理士としてちょっと変わって

いるかもしれない。いろいろな中小企業の事業主さんとの出会いがあり、創業、事業可能性、販路開拓、補助金、公的融資、税務、会計、解散等々、こちらもいい勉強をさせてもらっている。

最近、同じ年代の仲間と会うとその話題は健康に関するものが多くなって来た。血圧、血糖値、中性脂肪、コレステロールなどなど、お決まりのチェックポイントについてである。

私も例外でなく、2年前から週4日程度少し運動をしているが、ややもすればサボりがち《継続が力なり》と分かっているが実行となるとなかなか難しい。なんとか体調管理をして終盤を乗り切りたいと思っている。



私の戦友

村田 哲郎

私は、平成6年から税理士を目指し、12年の冬に晴れて5科目合格した。

母からの、「おめでとう」と言う言葉を聞いた時、言葉をうまく返せず、我ながら本当に嬉しかったことを、まだ鮮明に覚えている。

受験を目指そうとしていた当時、私は日大経済学部で、何の不自由もなく学生生活を謳歌し、気づいたら大学3年の秋になっていた。

平成5年といえば、バブル真ただ中で、就職先にも困ることなく、私も将来の方向性をあまり考えていなかった。ただ、人と接する仕事が好きだった私は、なんとなく、百貨店業界などを目指すようになっていた。

そんな就職活動をしている最中、公認会計士の父から、何を狙っているんだと問われ、百貨店業界だよと答えると、会計とまったく関係がないではないかと一蹴された。

そのときの悔しさときたらなかった。今となっては分かるのだが、父はとにかく誉めるということが苦手で、一緒に机を並べ、仕事をしている今でもあまり記憶がない。当時は、父のようににはならないと本気で思っていたりもした。

いつも言うことは冷静沈着、ずばりと物事を言う性格で、言われたほうは逃げ場がないのである。当時は、厳しい父であった。

ただ、そんな一言に発奮したのか、もともと会計ゼミには所属していたので教授の勧めもあり、大学4年の秋には、経済学部のすぐ隣のTACの税理士講座に通い始めていた。会計士講座でなかったところが、父に対する小さな抵抗だったかもしれない。そのころ、大学の友人たちは、順調に就職が決まり、そんな祝う飲み会の度に、また勉強するの？とよくからかわれもした。

ただ、当初3年間くらいは、目指していて結構張り合いがあった。絶対受かるに決まっている、なかなか普通じゃここまで出来ない、と心の中で驕っていた。周りからの期待も大きくその気になっていた。だが、そんな驕った気持ちを神様は見逃さなかった。4年目以降は合格からまったく遠ざかり、既に社会人となっていた友人とは、だんだんと疎遠になり、また、偏った食生活から受験一週間前に全身アトピーになったりもした。

そんな連続して不合格になり、完全に自暴自棄に陥ってしまったころ、親友の誘いもあって、突然大型バイク免許を取得、バイクまで買ってしまった。原付しか乗ったことがなかった私が、大型バイクに乗ることになるなど、考えもしていなかったが、乗ってしまえば気分一新、流れる風景はとても新鮮で、つらい受験生活を一瞬でも忘れることができた。久しぶりに子供のようにわくわくしたのを覚えている。

それからというもの、深夜勉強が終わってから、こっそりバイクを小屋から持ち出しては、夜走り続けた。受験生の身で不謹慎なのは百も承知で、両親にはそのころから更なる心配もさせてしまったが、今ではその寛容さに本当に感謝している。

それから、何かが吹っ切れたのか、神様もよほど哀れに思ったのか、なかなか受からなかった科目がポンポンと合格していった。

そんな経緯もあって、今でも何か壁にぶつかったとき、つらいことがあったときには、気づくとバイクに飛び乗り、最後まで私を支えてくれた親友と旅をしている。今でも、私とバイクは、当時の苦しみと喜びを分かち合った、切っても切れない戦友なのである。



「私の足跡」

－ 振り返るには、まだ、
早いと思うのですが。－

結 城 昌 史

私は、平成 21 年度から研修部の末席で日本橋支部のお手伝いをさせていただいております。今回、そんなことからか、広報部長から「私の足跡」の題目で、原稿を依頼されたわけですが、支部の末席を汚している以上、断るわけにもいかず、軽く了解をしてしまいました。

が、そんな軽薄な生返事が運のつき、四十を越したばかり（四捨五入をすれば、まだ、四十なのでお許しください。）の輩が、何も足跡なぞ残しているはずもないので、何も書くことなどありませんが、以前、年男の時には、原稿依頼をお断りしているので、今回は観念したというのが、本音です。と、いう訳ですので、唯の駄文が伝統ある「にほんばし」の紙面を汚すのをお許しください。

ご多聞に漏れず、先ずは生まれ年のことから書き始めるわけですが。私がこの世に生を受けたのは、昭和 41 年のこと。丙午ですが、女の子ではないのであまり関係のない干支です。もちろん、生まれた年のことは覚えているはずもないのですが、自分の感覚からすると、39 年の東京オリンピックと 45 年の大阪万国博覧会にはさまれ、イベントがない年の生まれということになります。上の兄弟が両親と万博に行くのを、泣きながら見送ったというのが、記憶としてうっすらと残っている程度です。そこで、調べてみるとこの年を代表する出来事がありました、ビートルズが武道館で来日公演を行っています。昭和 40 年代は、高度経済成長期の後半にあたり、いざなぎ景気の始まった年と書けば、当時はいろいろあったなぁとお思いの先生方も多いと思います。

そんな古き良き三丁目の夕日のような時代を茨城の片田舎で少年時代を過ごし、そんなこんなで、平成 9 年に税理士登録をするわけですが、そこに至るまでの過程も書かないと紙面が持ちません。崇高な理想を持って職業を選択された諸先輩と違い、私がこの職業を意識したのは、昭和天皇の容態が急変し、昭和から平成にかけてのバブル景気真っ只中の時代。消費税が導入され、法人税や所得税の最高

税率が下げられた時分です。運動部に属し、練習以外で苦しかった奴隷時代も無事切り抜け、神様となった 4 年次に、ふと、足元を見れば、皆、リクルートスーツを着て、就職活動をしているではありませんか。そこで、何を思ったか、それまで運動中枢しか使っていなかった脳の海馬領域から記憶を掘り起こし、将来を抱いた頃の夢を思い出したのがこの道だったというわけです。

それから、一心不乱に受験勉強に邁進するかと思いきや、そうはいかないのが若輩者の至らなさ。海馬領域という存在を教えてくれた、学生時代の恩師・小侯充教授に、大学院進学を勧められ、当時、ノーベル経済学賞を受賞したブキャナン研究の第一人者・岡本博教授に何とか師事することになった次第です。となりの会計系の研究室には、会計学の権威・番場嘉一郎博士の影響を受けた、すでに気概溢れる若き会計人が熱い議論を戦わせていました。そんな隣に研究室を頂いた私は、ホットコーヒーの研究に没頭し、専攻とは異なる研究論文を書く程の勢いでありました。

そんな至福の一杯を頂きながら、いつまでも、お茶（コーヒーですが）を挽いているわけにもいかず、専門学校に向かって観れば、自分のレベルを受け入れてくれる悠長なクラスはなかったのですが、無理やり押し入ったクラスで周りの受験生に迷惑をかけながらも、やっと受験勉強をスタートさせた次第です。ここで、専念すれば好いところを、こんな私を拾ってくれたご恩返しにと、昼間は、日商簿記検定や簿記論の受験コースで講師をしながら、夜間は、昼間に簿記論を教えた生徒と机をならべながらも切磋琢磨し無事合格することができました。

程なく、実務経験を積むべく日本橋に事務所を開いている渡辺春樹先生にお世話になり、無事登録に漕ぎ着くに至ります。それから十余年、平成 22 年春、二瓶正之先生を筆頭に、同僚の角田大先生、何故か大学が同窓の藤田健史先生と税理士法人 ACTAS の設立と相成りました。

最近では、税理士法人も TVCM が流れるなど、この業界も競争時代に突入しているのかと感ずるのですが、税理士の平均年齢にも満たない駆け出しが自分の仕事を振り返るには、まだ、早いと思いますので、それは次の機会に残しつつ、筆を擱きたいと思います。

随筆

加賀の旅路

佐藤 嘉光

今年も無事に確定申告が終わり、一息ついた四月の始めに妻と金沢に短い旅をしました。

早朝東京駅から上越新幹線に乗り越後湯沢に着くとホームの端にはまだ雪が高く積もっていて、雪国にきたことを実感しました。越後湯沢からは北越急行に乗換え一路金沢を目指したのですが、途中犀潟あたりで日本海側に出ると、特有の鉛色の空とあらあらしい海が目飛びこんできて、このぶんでは金沢も天気には恵まれまいかと案じましたが、着く頃には天気も回復しほっとしました。

ちょうど昼時になっていたもので、駅近くの店で有名な加賀会席を頼んだところ、皿数は多いものの、思ったほどには美味しく感じませんでした。ホテルに荷物を置いた後はすぐに町に出ることにし、まづは近くの近江町市場に足を運びました。近江町市場は1,300坪ほどの広さがあり、鮮魚、果物、乾物などの食品から雑貨まで170軒以上の店が迷路のように軒をつらね、観光客も多く訪れる名所ですが、それ以上に「金沢市民の台所」としての側面が強いように感じました。

次に向かったのはひがし茶屋街です。ここは遊女のいる遊郭ではなく芸妓を呼んで琴、舞いや謡い、茶の湯などを楽しむ格式の高い社交場だったそうです。加賀群青とよばれる美しい青の塗り壁をもつお茶屋の内を見学した後は、抹茶と和菓子で一服しながら通りを眺めて過ごしました。

浅野川大橋のたもとにある主計町（かずえちょう）も行きましたが、ここもかつての花街で現在も一見には敷居の高いとこだということです。急な石段の先には細かな木格子の家並みが続き、まるで別世界への入り口のような感じでした。町の古老はこの石段を、花街に入り込めば朝になるまで戻れない、という意味で「ひよどり越え」とも呼んだそうです。磨き上げられた格子戸や坂壁が高く連なる家々の間の幾度も折れ曲がる道を辿れば浅野川沿いに出て

きます。川沿いに続く桜並木も見事で、夕暮れ時には格子越しに洩れる灯りが更に趣きを増すということです。

その日の夕食は、香林坊の先の片町にある鮭会席の店に行きました。コース料理の上、品書きが無いので内心どれくらいかかるのかと不安になりましたが、東京で食べるよりは安くまた来たいと妻ともども思いました。店主は某航空ホテルで板長を勤め、3年前に店を出したそうです。金沢にお店を出したのは、豊富な食材と人脈に恵まれたためと話しておられました。付きだしから始まって焼物、酢の物、刺身、更に細工をこらした地魚の鮭と続き、地酒のうまさも手伝って、至福の時を過ごしました。

翌日の朝食は、ホテル内では取らず、近江町市場内にある指定の海鮮料理店に行きました。朝から刺身とビールに舌鼓を打ち、この時ばかりは金沢に越えて来たいとさえ思いました。この日もかなり精力的に名所を巡りました。まず、金沢21世紀美術館へ、ここは新しい文化の創造を目指している現代美術館で、古都のイメージとのギャップが面白い場所でした。次に訪れたのは長屋武家屋敷群で、石畳の細道に木羽板葺きの屋根瓦坂上塀が延々と続き、各所に武者窓のある門構えも残り丁髷姿の武士がひょっこり姿を現してもおかしくないような気がしました。土塀の間を何度も往復したり脇道に入ったりして往時の風情を味わいました。

昼食はその武家屋敷にほど近い鞍月用水という場所にある店に入ったのですが、旧制四高（現金沢大学）の学生もよく利用していたということで、居心地のよい雰囲気がある中に味にはこだわりもありそうでした。東京では滅多に食べられないゴリと



いう魚の刺身と骨の唐揚げを食べましたが、あまりに面白いその姿に妻は早速携帯で写真を撮っていました。姿はハゼに似ていて味は淡白です。

満腹になったところで、最後の訪問地にし茶屋街に向かいました。犀川大橋を渡り、入口に柳の木が揺れ、両側に金沢独特の木虫籠格子（きもすここうし）お茶屋が10軒ほど並んでいて、細い格子が美しい建物が多く見られるところです。ひがし同様茶室の内部も見学できますが、案内人まで居るのは、にしのこちらだけのようです。通りの奥には資料館と西検番所があり、検番所は大正期のモダンな洋館ですが、今も芸者衆の稽古場として使われているそうです。名残りは尽きないまま帰途に着いたのですが、古都金沢の伝統を体感し、新鮮な食材に驚嘆した一泊二日の旅でした。



Incredible India

住 田 直 子

近年「インドの波がやってくる」「中国の次はインドだ」というフレーズをよく耳にする。新聞を見ても毎日必ず新興国のニュースが目に入る。日本企業はどうやってインド市場に乗り込んで行くかという研究が盛んなようである。

しかしながら、インドビジネスの困難に直面する企業も少なくない。以前から、道路や電力、水道などインフラの未整備、労務管理といった課題がまだ残されている。また、インド人との交渉の難しさも困難の一因である。

数年前、会議のためにインドを訪れた時、メディアで騒がれているIT王国、世界経済を担っていくBRICsのイメージとはほど遠い印象を受けた記憶がある。首都のニューデリーでは、町を歩けば物乞いの子供が私の洋服を引っ張って離れなかった。カースト制度の影響がいまだ根強く残っており、富裕層や教育を受けられる人たちはインドの人口のほんの一部で、実際には貧しい人々の暮らしぶりをたくさん目の当たりにした。現在世界旅行中の私の友人も年初に、インドを訪れた印象をブログで「インドには貧困問題、教育問題、身分制度・女性差別問題が山積みである。ほんのひとにぎりの知識層がそ



の他十億人以上の国民を引っ張り国の経済を発展させるのは大変なことだが、消費層である中流階級の人口が増えれば、新しい商品やサービスはこれから需要が増えるのかもしれない」と言っている。

インドの会社とは何社かと取引をさせていただいた。海外の企業と仕事をするときにはいつでも文化の違いや考え方の微妙な違いに戸惑うことが多いが、インドに至っては他の国の会社と仕事をする以上にサプライズが多い。しかし会社の経営者には頭脳明晰の方が多く、こういう人たちによって経済が牽引されているのだと実感する。また、インド人の頭の中は計算機がインプットされているようで、6桁くらいの足し算であれば、あっという間に暗算で答えを出してしまう。ITに強いインド人の脳は相当鍛えられているようである。

Incredible India-これはインドが他国で放送している観光用CMのキャッチコピーである。色々な意味でincredibleであると同時に、歴史があり沢山の美しい世界遺産もある未知数の国、この国全体の経済が発展するまでは相当な時間がかかると思うが将来の可能性は計り知れないかもしれない。それと同時に我が国がその時にどうなっているのかという不安がよぎる。

私自身は経験していないが、日本の高度経済成長時代は、日本にも今の中国やインドのような勢いがあり、人々も国が成長していく実感を持って充実していたのだと思う。それが今では不況と言われながらも事業仕分によって様々な税金の無駄使いが明らかになっている。その一方で消費税の増税が議論され、近い将来国民の負担がより一層重たくなりそのような気配である。

事業仕分の後、日本の幸福度指標が少しでも高くなる社会はいつ訪れるだろうか。中国やインドに負けないようなIncredible Japanの担い手になれるよう我々一人ひとりが我が国を見つめ直す時なのかもしれない。

各部だより

[総務部]

[支部幹事会報告]

平成 22 年 4 月 20 日（火）10 時 35 分開始

I 審議事項

1. 平成 21 年度・22 年度各部事業報告及び事業計画案について
2. 平成 21 年度・22 年度支部会計収支報告及び予算案について
支部の事業活動等の内容をよく検討して頂くために、本日の幹事会では報告事項に変更して、内容の説明として、次回の幹事会で審議し決議することとした。結果審議事項なし。

II 報告事項

1. 平成 21 年度・22 年度各部事業報告及び事業計画案について
2. 平成 21 年度・22 年度支部会計収支報告及び予算案について
3. 税理士雑談室（3/19、4/9）の件
4. 登録調査（4/7）の件
5. 日本橋税務懇話会（4/9）の件
6. 税務支援対策部長の交代の件

III 各部報告、理事会報告、委員会報告 以上

平成 22 年 5 月 13 日（木）10 時 30 分開始

I 審議事項

1. 平成 21 年度・22 年度各部事業報告及び事業計画の件
2. 平成 21 年度・22 年度支部会計収支報告・予算の件
各部事業報告及び事業計画の件は、各部長・委員長より前回幹事会で配布した議案書の変更等についての説明を、会計収支報告・予算の件は経理部長より説明を受け 1.2.について承認可決した。
3. 定期総会（6/21）当日分担確認等の件
定期総会の当日分担について提案どおり承認可決した。
4. 東京税理士協同組合総代選出の件
東京税理士協同組合総代に、荒木慶幸氏、板橋則雄氏、浅野昶子氏に引き続き総代となっていたことを承認可決した。
5. 東京税理士職員退職金共済会評議委員選出の

件

東京税理士職員退職金共済会評議委員に、木下純一氏に引き続き評議委員となっていたことを承認可決した。

II 報告事項

1. 署との拡大定例連絡会（4/20）の件
2. 法対・支部法対等合同会議（4/21）の件
3. 顧問相談役会（4/26）の件
4. 登録調査（5/12）報告の件
5. 7 月の幹事会開催日の件
7 月 15 日 10 時 30 分より支部会議室で開催
6. 租税教育の件
日本橋女学館で 6 月 22 日開催予定
7. 総会・賀詞交歓会の会場の件
総会・賀詞交歓会の会場としての適当な場所を検討中
8. 関連団体等の総会等への出席
・5 月 11 日 納税貯蓄組合連合会（中島支部長）
・5 月 13 日 優申会（藤山副支部長）
・6 月 7 日 東京データ通信協同組合（中島支部長）
・6 月 15 日 間税会（中島支部長）

III 各部報告、理事会報告、委員会報告 以上

平成 22 年 6 月 7 日（月）10 時 30 分開始

I 審議事項

1. 定期総会白紙委任状における代理人及び議案に対する賛否の件
白紙委任状における代理人は中島支部長とすることを承認可決した。
2. 事務局夏季休暇日程に関する件
8 月 16 日（月）から 18 日（水）とすることを承認可決した。
3. 平成 23 年度定期総会日時の件
東京税理士会の平成 23 年度定期総会が 6 月 20 日開催のため、支部定期総会は 6 月 21 日以降とし、日程の確定は執行部に一任することを承認可決した。
4. 事務局電話機入替の件
電話機の修理部品がメーカー製造中止となったことに伴い電話機入替えすることとした。4 社からの見積もりを検討した結果同一機種で最安値の業者とすることを承認可決した。

Ⅱ 報告事項

1. 定期総会、懇親会の分担再度確認の件
2. 会員事務所職員の表彰に関する件
3. 会計監査報告（5/14）の件
4. 東京会定期総会（6/17）の件
5. 関連団体等の総会等の出席
 - ・ 5月20日 青色申告会（中島支部長）
 - ・ 5月24日 中央区租税教育推進協議会総会（若狭本会理事）
 - ・ 6月7日 東京データ通信協同組合（中島支部長）
 - ・ 6月11日 日本公認会計士協会中央会（木下副支部長）
 - ・ 6月15日 関税会（中島支部長）
 - ・ 6月16日 麻布支部（中島支部長）
 - ・ 6月18日 芝支部（中島支部長）
 - ・ 6月25日 京橋支部（中島支部長ほか4名）

Ⅲ 各部報告、理事会報告、委員会報告 以上

〔常会報告〕

平成22年4月19日（月）13時00分開始

東実健保会館6階で常会を開催した。支部長挨拶に続き各部各委員会報告、理事会報告があり会員との意見交換をした。

〔研修部〕



総会の特別講演会に金子宏先生をお迎えしました。「シャープ勧告の今日的意義」についてお話をいただきました。金子先生は、現在検討されている欧州の二元所得論、つまり勤労性の所得と資産性の所得を分け、それぞれ合算して税率を乗ずるというものですが、セカンドベストとおっしゃいました。私は司会者の立場ながら、ベストな税制について質問したかったのですが、遠慮してしまいました。私の察するところ、やはりシャープ勧告のように総合課税を原則とし、担税力に応じた課税標準の調整かな

と思いました。現在、所得税法上、土地等の譲渡損失の損益通算は認められていません。包括所得を課税標準とするなら、不合理な規定です。シャープ博士のいうように包括所得に担税力をもとめ、政策目的の税制を排除していくことが、公平な税制といえるかもしれません。

研修会の結果報告と今後の予定は次のとおりです。

《最近実施した研修会》

日 時：平成22年6月21日（月）13:00～14:30

講 師：金子 宏氏（東京大学名誉教授）

会 場：ロイヤルパークホテル

テーマ：シャープ勧告の今日的意義

《今後の予定》

日 時：平成22年7月23日（金）15:00～18:00

講 師：税理士 前田 繼男氏

会 場：東京実業健保会館6階

テーマ：証券税制について（仮題）

日 時：平成22年8月2日（月）15:00～18:00

講 師：税理士 宮森 俊樹氏

会 場：東京実業健保会館6階

テーマ：不況時における法人税申告への対応

日 時：平成22年8月23日（月）13:00～16:00

講 師：税理士 丹菊 博仁氏

会 場：日本消防会館 ニッショーホール

テーマ：「国際税務の入門～国内源泉課税と租税条約の関わりについて～」

※ 第一ブロック合同研修会（第一回）

日 時：平成22年9月1日（水）13:00～16:00

講 師：税理士 小池 正明氏

会 場：銀座ブロッサム ホール

テーマ：22年度税制改正

※ 京橋支部主催

日 時：平成22年10月22日（金）13:00～16:00

講 師：日本橋税務署 担当官

会 場：TKP 東京駅日本橋ビジネスセンター

テーマ：所得税、資産税、消費税、法人税の改正点及び誤りやすい事項

日 時：平成22年11月1日（月）13:00～16:00

講 師：税理士 中村 慈美氏

会 場：日本消防会館 ニッショーホール

テーマ：資本に関係する取引等に係わる税制（仮題）

※ 第一ブロック合同研修会（第二回）

日 時：平成 22 年 11 月 8 日（月）13:00～16:00
 講 師：日本橋税務署・中央区役所 担当官
 会 場：日本橋公会堂ホール
 テーマ：年末調整説明会

《最近実施した税理士雑談室と今後の予定》

日 時：平成 22 年 6 月 9 日（水）17:30～19:30
 会 場：日本橋支部会議室
 日 時：平成 22 年 7 月 16 日（金）17:30～19:30
 会 場：日本橋支部会議室
 日 時：平成 22 年 8 月 20 日（金）17:30～19:30
 会 場：日本橋支部会議室

〔厚生部〕

〈野球部〉

22 年 4 月から 6 月までの野球部の活動に関して
 ご報告致します。

4月8日 本大会 1 回戦 vs 蒲田支部 15-0 勝○
 本大会 2 回戦 vs 小石川支部 17-0 勝○
 5月7日 本大会 3 回戦 vs 神田支部 1-8 負●
 6月4日 第一ブロックリーグ戦 vs 芝支部 9-3 勝○
 第一ブロックリーグ戦 vs 麹町支部 8-7 勝○
 6月11日 月島グランド 練習

22 年の通算成績 5 勝 2 敗（6 月 15 日現在）

本大会ベスト 4 を目指して冬場からチームづくり
 をしてきましたが残念ながら 3 回戦で同じ第一
 ブロックの神田支部に敗戦となりました。神田は準
 決勝で麹町支部に敗れ、決勝戦は麹町支部対渋谷支
 部の組み合わせとなり、見事麹町支部が優勝をかざ
 り第一ブロックのレベルが依然高い事に改めて驚
 かされました。また、どちらの支部にも普段から交
 流が深く試合をしてきただけにメンバー全員が悔
 しい思いを噛みしめ、チーム及び個人が課題を克服
 し 5 月から開始された第一ブロックリーグ戦と秋
 季本大会での好成績を残せるように取り組んでい
 ます。

本大会では最高の結果は出せませんでしたが、収
 穫も多く特に外野陣の守備は東京会一と言えるほ
 どの機動性を感じさせます。特に内野手への中継プ
 レーからタッチアップ走者を 2 度本塁で刺す好プ
 レーなど試合の流れを作る・変える貴重なプレー
 が見られました。また 1,2 回戦では日本橋サンフレ
 ッチェと言うべき 3 人の投手が抜群の安定感を見
 せ、ゆとりのある試合運びで勝利することができま
 した。加えて時間制限に基づく本大会ルールでは先

制点は非常に重要ですが、今後不動の 1・2 番コン
 ビとなる選手が台頭し走力で先制点を奪うプレー
 スタイルが定着してきました。

今後のチームの課題としては以下のとおりです。

全体の打撃レベルの向上により切れ目のない打
 線をつくる事

- ①コントロール重視の安定した投手力
- ②捕手を中心としたチーム全体の守備連携
- ③上位チームに競り勝つ

先日行われたブロックリーグでは大会優勝の麹
 町支部に対して最終回に逆転するなど、途中負けて
 いても毎回選手及びベンチが声を掛け合い集中力
 を切らさず、最後まで諦めない姿勢を貫く事ができ
 ました。技術的な向上もみられる中、チームとして
 の一体感が有り今後成績をどこまで残せるか非常
 に期待がもてる 6 月までの活動内容でした。

GW 中に行われたチームメートの吉田先生の拳
 式にほとんどの選手が参加できた事もチームの纏
 まりを作る要因だったかもしれません。（吉田先生
 末長くお幸せに:チーム一同より）日本橋野球部を
 通じた人間関係の構築が支部活動として意味のあ
 るものに繋がるように、微力ながら精一杯努力した
 いと思います。



今後の予定として 7 月には第一ブロックシニア
 リーグの開催や 8 月後半からは秋季大会に向けた
 多数の練習試合、群馬合宿などを予定しています。
 同業者同士の情報交換や日頃の運動不足解消の場
 としてまだ参加されたことのない方もぜひ気軽に
 野球部の活動にご参加下さい。

主将 渡辺

〈ゴルフ部〉

第 273 回 TNG 会と平成 21 年度入賞等で 4 ポ
 イント以上獲得した有資格による支部長杯取切戦

を4月12日(月)取手国際ゴルフ倶楽部西コースにて行いました。24名の参加申込がありましたが、当日はあいにく朝から雨で、ゴルフ場にお集まりいただきながらプレーをしないでお帰りになった方も大勢いて、半分の12名の参加になりました。午後からは風も出てきて、手がかじかむ様な悪条件のラウンドになってしまいました。

優勝 浅見達雄 会員 G102 N78

2位 坂下真一郎 会員 G100 N79

3位 木下純一 会員 G114 N80

ベスト 高山房之 会員 アウト53 イン45

平成21年度支部長杯は坂下真一郎会員が獲得しました。

今後8月3日泉カントリー倶楽部、9月2日茨城ゴルフ倶楽部、10月初旬、11月初旬に予定しています。開催日の前々月の支部からの郵送物に「お知らせ」を同封しています。初参加大歓迎です。

〈囲碁部〉

4月14日 日本棋院小林健二7段をお迎えして、指導碁をお願いしました。今回は京橋支部の太田祐二先生も参加されました。対戦結果は各人奮闘しましたが、今一步、終局近くになるとやられてしまいます。いわばPK戦で敗れたようなものでした。

月例会は、5/13、6/28と開きましたが、私自身の個人的な事情から、午後は出席しても、ちょっとというようなこともあるかと思いますが、出席人数が低調です。ぴったり午後3時からでなくても、午後5時過ぎでもよいですから、老化を防ぐため、ふるってご参加下さい。

なお、後半期の日程は、次のとおりです。

月例会 7/22、8/26、9/24、10/15

秋季支部大会 11/26

プロ指導 12/8

〈歌舞音曲部〉

歌舞音曲部(通称カラオケ部)では月に一度の練習会と年1回「カラオケ発表会」を行っています。本年は、25回目の発表会ということで、他の同好会の応援をいただき盛大に「第25回カラオケ発表会」を下記要領で開催します。お弁当・飲み物付き、大抽選会も予定していますので、会員の皆様のみならず、奮ってご参集下さい。

「第25回カラオケ発表会」

日時：平成22年10月16日(土)

午後1時開演

開場：中央区立日本橋公会堂

中央区日本橋蛸殻町1-31-1

会費：3,000円

講談、アマチュアバンドのゲストも予定しています。 部長 中島重敏

〈テニス部〉

4月27日、品川プリンスホテルのコートで松岡コーチ指導のもと練習会を行いました。参加者は5名。春季大会に向けてフォーメーションを中心とした練習です。雁行陣を基本としてボレーの練習やロブの揚げ方、ロブを揚げられたときの対処方など実戦的な練習です。後半は、前半に練習した内容を確認するため試合形式の練習をしました。サービスにスピンをかけたり、ボールをコート中央に集めたり、練習したばかりのロブを揚げてみたりと試合に備えて練習を行いました。これでばっちり優勝???

5月10日(月)、有明テニスの森庭球場で春季東京税理士会テニス大会が開催されました。春季大会は税理士の奥様も参加出来る大会です。参加組は、佐々木則司・中島三枝子(妻)組、丹羽正裕・岩川由美子組、青木久直・松下いつ子(妻)組の3組です。東京税理士会のテニス大会は、午前中に混成4組で予選会を行い、その中で1位から4位までを決めます。午後は予選で決まった順位をもとにトーナメントが組まれ、各順位グループごとにトーナメント戦が行われます。今回は丹羽正裕・岩川由美子組、が1位グループ、佐々木則司・中島三枝子(妻)組、青木久直・松下いつ子(妻)組が2位グループへと進みました。1位グループへ進んだ丹羽正裕・岩川由美子組が1位グループ3位に入賞しました。

テニス部では繁忙期を除き月1回のペースで練習会を行っています。練習内容はプロの松岡コーチ指導のもと初心者からベテランまでレベルにあった練習が出来ます。新入会員も随時募集しておりますので、参加希望の方は支部事務局までご連絡下さい。

今後の大会予定

秋季大会：10月8日(金) 予備日：13日(水)

支部対抗戦：11月9日(火) 予備日：16日(火)

〔組織部〕

6月21日

日本橋支部総会において、第3号議案「日本橋支部互助規則の一部改正の件」が承認された。

4月13日（火）	中小企業相談センター	園田 洋司
5月7日（金）	〃	二瓶 正之
5月28日（金）	〃	坂下 弘子
6月18日（金）	〃	渡辺 英樹

〔綱紀監察部〕

綱紀監察部の平成22年4月以降の事業活動などは、以下のとおりです。

会員より綱紀監察情報を2件頂き、これに対しては、しかるべき措置を講じました。今後とも、税理士法違反・にせ税理士行為などの情報を頂ければ幸いです。

東京税理士会から「会費滞納会員の調査と現況調査報告書の提出依頼」（平成22年6月18日時点で7名の滞納会員・滞納総額802,000円）を受けておりますので、今回は6月末～7月に会費滞納会員に対して、「電話で会費滞納に係る簡単な事情聴取を行う」とともに文書で納付困難事情の説明を求めています。

なお、日本橋支部における会費滞納総額は1,333,000円（滞納会員12名）ですが、これに対しても今回一緒に対処します。

今後の予定としては、日本橋支部事務局において平成23年2月ごろ、「平成22年2月実施の税理士証票・バッジの所持確認未済会員」に対して、税理士証票・バッジの所持確認等を行うこととしております。

〔税務支援対策部〕

日本橋法人会、東京商工会議所からの依頼を受け『税務相談等のための会員派遣』を次のとおり行いました。多くの先生方にご支援、ご協力をいただきましてありがとうございました。

《税務相談》

○日本橋法人会からの依頼分

平成22年実施日	会 場	担当税理士
4月7日（水）	日本橋法人会事務局	青木 久直
4月21日（水）	〃	岡田 辰憲
5月19日（水）	〃	二瓶 正之
6月2日（水）	〃	成松 博典
6月16日（水）	〃	村田 裕

《窓口専門相談》

○商工会議所本部からの依頼分

平成22年実施日	会 場	担当税理士
----------	-----	-------

綱紀監察部より

広報部から「綱紀監察規定に関する記事」の提出依頼を受けた。しかし、諸先生方に対してとりたてて申し上げる事項ではないし、楽しい事柄ではないという理由で辞退した。

再度、「是非とも記事を」との要請があったので、綱紀監察規定を簡潔に記すとともに綱紀監察業務に関する雑感を記します。

皆様ご承知のとおり、税理士法36条、37条に次のような禁止事項が定められております。第36条(脱税相談等の禁止)税理士は、不正に国税若しくは地方税の賦課若しくは徴収を免れ、または不正に国税若しくは地方税の還付を受けることにつき、指示をし、相談に応じ、その他これらに類似する行為をしてはならない。

第37条(信用失墜行為の禁止)税理士は、税理士の信用又は品位を害するような行為をしてはならない。

法36条(脱税相談等の禁止)違反行為に対しては、過去に①税理士業務の禁止や②1年の税理士業務の停止の懲戒処分などがなされております。

法37条(信用失墜行為の禁止)違反行為としては、過去に①自己脱税で1年の税理士業務の停止や②名義貸し行為で3月の税理士業務の停止の懲戒処分などがなされております。

そのほか、38条では秘密を守る義務規定が、39条では会則を守る義務規定が、41条の2では使用人等に対する監督義務規定が置かれております。

ところで、税理士会の業務運営は、税理士会会員の会費で成り立っておりますが、会費を何年も滞納している会員もおります。滞納会員に対しましては、「滞納の理由等」の事情説明を求めています。今回も回答が得られないのではないかと今から心を痛めております。この件に関して良いアイデアがありましたら是非お知らせ願います。

日本橋税務署新旧幹部職員名簿

平成22年7月10日現在

新 任 者			前 任 者		
官 職	氏 名	前 任 部 署	官 職	氏 名	異 動 先 部 署
署 長	姉崎 正栄	〔留任〕	署 長	姉崎 正栄	〔留任〕
副署長(個)	福岡 広幸	千葉西副署長	副署長(法)	澤城 教典	新宿特別調査官(法人)
副署長(総)	清治 悟	千葉東副署長	副署長(個)	中村 栄作	熊本局熊本東特別徴収官
副署長(法)	藤田 伸一	〔留任〕	副署長(総)	藤田 伸一	〔留任〕
特 官(法)	木本 忠	〔留任〕	特 官(法)	木本 忠	〔留任〕
特 官(法)	橋口 誠	〔留任〕	特 官(法)	橋口 誠	〔留任〕
特 官(法)	半田 龍実	局税務相談官	特 官(法)	川渕 清	千葉南特別調査官(法人)
特 官(法)	東舘 稔	葛飾特別徴収官	特 官(法)	安齋 光一	市川特別調査官(法人)
特 官(源)	有賀 正樹	〔留任〕	特 官(源)	有賀 正樹	〔留任〕
総務課長	白尾 幸一	〔留任〕	総務課長	白尾 幸一	〔留任〕
特 官(徴)	飯塚 孝久	柏特別徴収官	特 官(徴)	門間 三夫	【平成22年3月定年退職】
管運1統括	菊池 俊明	町田法人1統括官	管運1統括	坂本 憲治	川崎西特別調査官(資産)
管運連調官	貞廣 政則	〔留任〕	管運連調官	貞廣 政則	〔留任〕
管運2統括	田中美津子	〔留任〕	管運2統括	田中美津子	〔留任〕
管運3統括	河内 英規	豊島管理運営3統括官	管運3統括	駒場 利文	市川管理運営3統括官
管運4統括	目関 満	局人一任用1係長	管運4統括	白井 茂雄	館山管理運営1統括官
徴収統括	坂詰俊一郎	〔留任〕	徴収統括	坂詰俊一郎	〔留任〕
個1統括	飯塚 裕子	局調一外法調3主査	個1統括	藤井 義則	市川個人1統括官
個2統括	須川 光芳	〔留任〕	個2統括	須川 光芳	〔留任〕
個3料統括	中村 茂樹	〔留任〕	個3料統括	中村 茂樹	〔留任〕
資産統括	林 祐一	〔留任〕	資産統括	林 祐一	〔留任〕
特 官(法)	大森 和雄	〔留任〕	特 官(法)	干場 浩平	江戸川北特別調査官(法人)
特 官(法)	水野 清孝	〔留任〕	特 官(法)	下村 豊秋	【平成22年3月定年退職】
特 官(法)	悦喜 博之	渋谷特別調査官(法人)	特 官(法)	大森 和雄	〔留任〕
特 官(法)	大沼 純一	局調二調16総括主査	特 官(法)	斎藤 薫	渋谷特別調査官(法人)
特 官(法)	佐藤 祐彰	本郷法人1統括官	特 官(法)	水野 清孝	〔留任〕
特 官(源)	長浜 信介	〔留任〕	特 官(源)	長浜 信介	〔留任〕
特官連調官	山田 敏子	〔留任〕	特官連調官	山田 敏子	〔留任〕
法1統括	加藤 一夫	四谷法人1統括官	法1統括	藤原 弘康	本所特別調査官(法人)
法連調官	黒木 健二	局課二法人総務係長	法連調官	久場 昭彦	四谷法人9統括官
法2統括	笹谷 哲三	〔留任〕	法2統括	笹谷 哲三	〔留任〕
法3統括	佐藤 富子	〔留任〕	法3統括	佐藤 富子	〔留任〕
法4統括	高橋 稔	新宿特調情官特調情官	法4統括	小嶋 等	東金法人1統括官
法5統括	菅原 裕治	横浜中法人3統括官	法5統括	高橋 泰明	関信局課一課総連調官
法6統括	吉村 昇二	〔留任〕	法6統括	吉村 昇二	〔留任〕
法7統括	木村 善之	局徴管理運営主査	法7統括	對馬 勝男	【平成22年3月定年退職】
法8統括	志賀 龍二	〔留任〕	法8統括	志賀 龍二	〔留任〕
法9統括	立田 賢一	江戸川北法人5統括官	法9統括	戸崎 保博	目黒資産2統括官
法10統括	若松 孝好	大和法人5統括官	法10統括	古賀 聡信	東京上野特情官
国専官法	小堀 精治	〔留任〕	国専官法	小堀 精治	〔留任〕
国専官源	浅子 尚樹	芝国際専官(源泉)	国専官源	矢田 敏昭	京橋国際専官(源泉)
審専官法	尾曲 浩一	〔留任〕	審専官法	尾曲 浩一	〔留任〕
審専官源	菊池 洋美	渋谷国際専官(源泉)	審専官源	松浦 俊幸	麹町国際専官(源泉)
課長補佐	恩田 晃	西新井総務課長補佐	課長補佐	中村 隆	横浜中総合特官連調官
総務係長	中村 徹	雪谷総務係長	総務係長	八木橋勇一	局課二料3実査官
会計係長	埜村 伸一	〔留任〕	会計係長	埜村 伸一	〔留任〕

中央都税事務所からのお知らせ

8月は個人事業税第1期分の納期です

個人事業税の納税通知書は、8月2日（月）に発送します。

＜納期限＞平成22年8月31日（火）

＜ご利用になれる納付方法＞

① 金融機関※¹・郵便局・都税事務所・都税支所・支庁の窓口

② 口座振替※²

③ コンビニエンスストア※³

＜利用可能なコンビニエンスストア＞

エーエム・ビーエム くらしハウス ココストア コミュニティ・ストア サークルK サンクス
スリーエイト スリーエフ 生活彩家 セブン-イレブン デイリーヤマザキ ファミリーマート
ポプラ ミニストップ ヤマザキデイリーストアー ローソン（50音順）

④ 金融機関※¹・郵便局の （ページ）対応のATM、インターネットバンキング、モバイルバンキング※⁴

※¹ 一部、都税の取扱いをしていない金融機関があります。

※² お申込方法等の詳細は、主税局徴収部納税推進課口座振替係（03-5912-7520）へお問い合わせください。

※³ 納付書1枚あたりの合計金額が30万円までのものが納付できます。

※⁴ ○ （ページマーク）の入っている都税の納付書に限ります。

○領収証書は発行されません。（領収証書が必要な方は、金融機関等の窓口またはコンビニエンスストアをご利用ください。）

○新規にインターネットバンキングやモバイルバンキングをご利用する方は、事前に金融機関へのお申込みが必要です。

○システムの保守点検作業には、一時的にご利用できない場合があります。詳しくは主税局ホームページ（<http://www.tax.metro.tokyo.jp/>）をご覧ください。

東京都 主税局

検索

【お問い合わせ先】中央都税事務所事業税課（個人事業税係）03-3553-2157

昨年度に引き続き、平成22年度も

23区内の小規模非住宅用地の 固定資産税・都市計画税を減免します



減 免 対 象 一画地における非住宅用地の面積が400㎡以下であるもののうち、200㎡までの部分

ただし、個人又は資本金等が1億円以下の法人が所有するものに
限ります。

減 免 割 合 固定資産税・都市計画税の税額の2割

減 免 手 続 減免を受けるためには、申請が必要です。

まだ申請をしていない方で、小規模非住宅用地を所有していると思われる方には、7月下旬に「固定資産税の減免手続きのご案内」をお送りしております。減免の要件を確認のうえ、申請してください。

※ 前年度に減免を受けた方で用途を変更していない方は、新たに申請する必要はありません。

【お問い合わせ先】中央都税事務所固定資産税課（固定資産税係）

03-3553-2165

支部会員異動のお知らせ

平成22年 4 月 1 日～
平成22年 6 月30日

〈入会〉

4月1日 山田 豊 〒103-0013
日本橋人形町1-8-4
東商共同ビル7階
電話 6661-6575

4月21日 近藤 卓也 〒103-0027
日本橋1-4-1
日本橋1丁目ビルディング16階
税理士法人 平成会計社
電話 3231-1858

4月21日 直原 康人 〒103-0027
日本橋1-2-2 親和ビル9階
電話 6225-2609

4月21日 八木 裕男 〒103-0022
日本橋室町1-7-1
スルガビル7階
AGS税理士法人
電話 6803-6720

4月21日 横山 三郎 〒103-0013
日本橋人形町3-12-3
ラヴェンナ人形町102号
センチュリー税理士法人
電話 5651-8070

5月20日 秋田有紀子 〒103-0022
日本橋室町1-7-1
スルガビル7階
AGS税理士法人
電話 6803-6720

5月20日 大久保樹理 同 上

5月20日 與野木恵子 同 上

5月20日 小島 和也 〒103-0027
日本橋1-4-1
日本橋1丁目ビルディング16階
税理士法人 平成会計社
電話 3231-1858

5月20日 竹浪 善之 同 上

5月20日 塙 浩二 〒103-0024
日本橋小舟町12-3
姫井日本橋ビル3階
税理士法人グラシア
電話3669-3591

6月23日 阿辻 健一 〒103-0027
日本橋1-4-1
日本橋1丁目ビルディング16階

税理士法人 平成会計社
電話 3231-1858

6月23日 市川 聡 同 上

6月23日 江間 政芳 〒103-0013
日本橋人形町2-2-8
グレース5ビル5階
電話 3664-3138

6月23日 神田 千鶴 〒103-0022
日本橋室町1-7-1
スルガビル7階
AGS税理士法人
電話 6803-6720

〈転入〉

4月14日 柴 正博 〒103-0013
日本橋人形町3-7-10
日本橋DOLL-3 5階
税理士法人 YS東京中央会計
電話 6661-0047

4月14日 竹田 英主 同 上

4月14日 淀川 治郎 同 上

4月26日 阿部 慎史 〒103-0027
日本橋3-7-7
日本橋アーバンビル5階
電話 3272-3306

5月7日 小林 雅夫 〒103-0014
日本橋蛸殻町1-11-3
中銀日本橋マンション1106号室
電話 6661-6337

5月13日 森久保佳子 〒103-0022
日本橋室町4-3-9
住田直子税理士事務所
電話 3279-2363

5月17日 井出 仁 〒103-0023
日本橋本町1-4-9
共同ビル(新中央)4階
IKP税理士法人
電話 6680-7310

5月17日 細田 将秀 同 上

6月2日 小山 明広 〒103-0027
日本橋2-15-3
ヒューリック江戸橋ビル8階
電話 3516-8085

6月7日 佐々木英康 〒103-0012
日本橋堀留町1-5-7

YOUビル5階
アクトブレーション株式会社内
山崎一郎税理士事務所
電話 3664-5775

6月7日 山崎 一郎

同上

6月8日 田村麻衣子

〒103-0022

日本橋室町1-7-1

スルガビル7階

AGS税理士法人

電話 6803-6720

6月8日 中津 正憲

〒103-0027

日本橋1-4-1

日本橋1丁目ビルディング16階

税理士法人 平成会計社

電話 3231-1858

6月11日 小原 正寛

〒103-0023

日本橋本町3-10-10

ファミリー日本橋402

電話 6661-0747

〈法人入会〉

4月9日 税理士法人 ACTAS

〒103-0013

日本橋人形町1-2-12

元林ビル4階

電話 3639-5770

4月14日 税理士法人 YS東京中央会計

〒103-0013

日本橋人形町3-7-10

日本橋DOLL-3 5階

電話 6661-0047

5月17日 IKP税理士法人

〒103-0023

日本橋本町1-4-9

共同ビル(新中央)4階

電話 6680-7310

〈事務所住所変更〉

安藤 昇

〒103-0023

日本橋本町3-1-6

日本橋永谷ビル615・616号

江島 昌之

〒103-0013

日本橋人形町2-20-7

COSMOビル2階

工藤 英生

〒103-0022

日本橋室町1-11-6

サンパティーク日本橋三越前601

電話 3272-5083

田中 道男 〒103-0013

日本橋人形町1-12-9-903号

電話 6458-6639

〈事務所名称変更〉

角田 大 税理士法人 ACTAS

二瓶 正之 〃

藤田 健史 〃

結城 昌史 〃

小池 勇 税理士法人 ブレーンタックスコンサルティング

石田 悦子 井上一信税理士事務所

〈法人名称変更〉

ペーカートilleryージャパン税理士法人



税理士法人 ブレーンタックスコンサルティング

〈事務所電話番号〉

角田 大 電話 3639-5770

藤田 健史 〃

結城 昌史 〃

石田 悦子 電話 5652-0246

〈転出〉 鈴木 茂 豊島支部へ

本橋 寛 板橋支部へ

井上 哲也 京橋支部へ

松坂 芳恵 蒲田支部へ

加藤 夏芽 麻布支部へ

今井 芳典 上野支部へ

土屋 胖穂 江戸川北支部へ

牛田 雅志 京橋支部へ

内田 孝 武蔵野支部へ

〈法人転出〉

啓友税理士法人東京事務所 京橋支部へ

〈退会〉 川島 慎也 近畿会へ

遠山 伴恵 業務廃止

編集後記

今や夏真っ盛りですが、春先は天候が不順で寒い日が続き、ささやかな我が家の家庭菜園も被害を受け、枝豆の出来が例年の半分でした。

「にほんばし」第125号が会員の皆様方の温かいご協力のもとに無事発行することが出来たところで、感謝の気持ちを込めて、貴重な枝豆を肴にビールで乾杯!!

第126号締切……………平成22年9月末日

発行予定……………平成22年11月1日

編集委員…………高橋美津子 高木武彦 小畑孝雄

小出純江 櫻井和儀 鈴木幸信 梅田文江

- 協会けんぽ(旧：政府管掌健康保険組合)にご加入の皆さん
- 社会保険に加入していない事業所の皆さん

『東税健保』は こんなにお得です!

常勤の従業員が2名以上で加入できます。

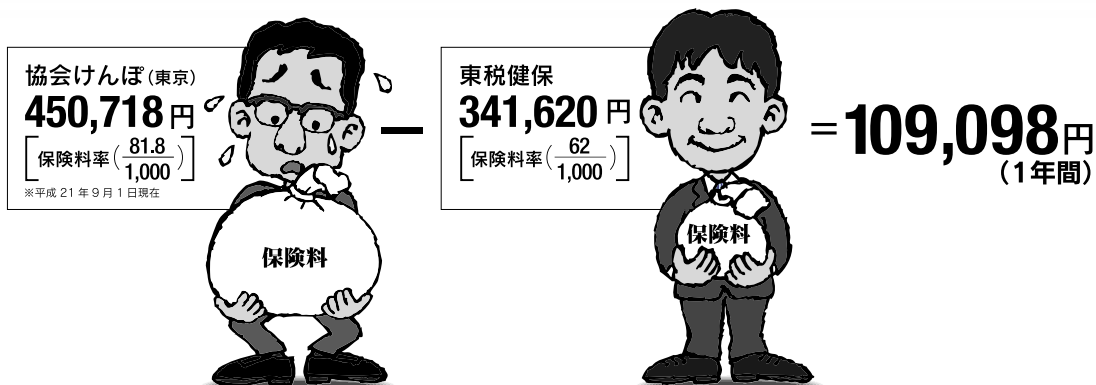
「東税健保」は
「協会けんぽ」に比べて
低い保険料率なので

1人年間で 109,098円も お得です。

すでに加入されている事業所の方にも喜ばれています。

保険料を比べてみれば…

- 標準報酬月額 38 万円、年間賞与額 95 万円の場合



東京税務会計事務所
健康保険組合

☎ **03-3232-5541** (代)

〒169-0072 東京都新宿区大久保 2-12-II 東税健保会館 <http://www.touzeikenpo.or.jp>

時間にとり、
気持ちにとり。
そして、関与先との
強いつながりのために。



税理士協同組合の報酬自動支払制度

税理士報酬専門の口座振替による自動集金システムです。
e-NET（オンライン型）とPOST（郵送型）の2つの方式から選べます。

税理士協同組合事務代行政社

株式会社 日税ビジネスサービス

☎0120-155-551

URL <http://www.nichizei.com/nbs/hs/>

〒163-1588 東京都新宿区西新宿1丁目6番1号 新宿エルタワー29階

顧問料
の集金

税理士界ひとすじの 実績と信頼で、 不動産案件に守秘・誠実対応！

不動産
の売買

売却・購入

相 続

不動産M&A

広大地評価

鑑定評価

有効利用

不動産のことなら
なんでも
ご相談ください。



税理士協同組合指定会社

株式会社 日税不動産情報センター

TEL 03-3346-2220

URL <http://www.nichizei.com/nf/>

〒163-1529 東京都新宿区西新宿1丁目6番1号 新宿エルタワー29階

保障の幅が広がって
もっと頼れる医療保険、
新登場!!

医療保険

もっと頼れる医療保険

新EVER
エヴァー

VIP大型総合保障制度

全税共会員の皆様は
「集団取扱」で
保険料が割安!

頼
れ
る

1 病気もケガも一生涯保障します!

保障は途切れることなく、一生涯続きます。
1泊2日はもちろん、日帰り(1日)入院も保障し、
1回の入院は、最高60日まで保障します。



頼
れ
る

2 手術の範囲が広がりました!

健康保険が適用となる約1,000種の手術を保障。
「入院ありの手術」はもちろん、「入院なしの手術」や
放射線治療を受けたときも保障します。
健康保険制度適用外の先進医療を受けたときには
一時金をお支払いします。



★詳しくは、パンフレット(契約概要)をご覧ください。

引受保険会社/アフラック 首都圏総合支社 TEL.03-3344-1580
〒160-0023 東京都新宿区西新宿1-23-7 新宿ファーストウエストビル17階 AF069-2009-0362 11月2日

お問い合わせ先 ■全税共保険取扱代理店

募集代理店 株式会社 共栄会保険代行

☎0120-922-752

URL <http://www.nichizei.com/khd/>

〒163-1529 東京都新宿区西新宿1丁目6番1号 新宿エルタワー29階

NICHIZEI GROUP

日税グループからの
お知らせです。

■全国税理士共栄会
会員・準会員の皆さまへ

全税共の所得補償保険は病気
やケガで働けなくなった時、収入
を維持していくための保険です。入院だけでなく、医師の
指示に基づく自宅療養による就業不能時も補償します。

所得補償保険
自動車・火災保険

団体所得補償保険

- 最長一年間補償
- 無事故20%返れい

団体30%
割引適用

団体長期障害所得補償保険 (生涯収入プロテクション)

- 70歳までの超長期補償
- うつ病などメンタルに関する電話無料相談付帯



■税理士協同組合 組合員の先生・
事務所勤務の皆さま専用

自動車保険・火災保険

集団扱
5%割引



このチラシは概要を説明したものです。ご加入を検討するにあたっては、「商品パンフレット」
「ご契約のしおり」等によって詳しい内容を必ずご確認ください。

引受保険会社/株式会社 損害保険ジャパン 営業開発第二部 第二課
〒160-8338 東京都新宿区西新宿1-26-1 TEL.03-3349-4034 SJ10-01264 (2010.5.13)

お問い合わせ先 ■全税共・税理士協同組合指定代理店

株式会社 日税サービス

TEL 03-5323-2111

URL <http://www.nichizei-net.com>

〒163-0709 東京都新宿区西新宿2丁目7番1号 小田急第一生命ビル9階

VISA CARD・MASTER CARD





ステータスの証明。

特別会員 INTERNATIONAL

 DC CARD 

4534 0123 4567 8900

4534 0000 MONTH/YEAR 00/00

TARO SHIBUYA



税理士マーク入りの特製カード



ゴールドカードの特典

- 200万円までのローンと旅行傷害保険つき
- DCドクターホットライン／無料医療相談が24時間いつでも受けられます。
- お問い合わせ先／DCカードコールセンター
TEL 03-3770-1177

東京税理士協同組合 <http://www.tozeikyo.or.jp>

組合事務局 〒151-0051
東京都渋谷区千駄ヶ谷5-11-1 東京税理士会館 別館2階 TEL 03(5363)2011(代)

直営売店 〒151-0051
東京都渋谷区千駄ヶ谷5-10-6 東京税理士会館1階 TEL 03(3354)6141(代)

支部定期総会より



第一ブロック

第二ブロック

大会
野球



さあこい



ナイスピッチング



ホームイン



対神田戦ソロホームランの
深谷選手



ナイスピッチング

対芝支部
9-3

対麹町支部
8-7